

●目指す姿

産業イノベーションの創出に向けて、
積極果敢にチャレンジする
ものづくり産業の集積

※目指す姿に「産業イノベーションの創出」を位置づけることにより、長野県中小企業振興条例との整合を図る。

＜長野県中小企業振興条例中の主な関係部分要約＞

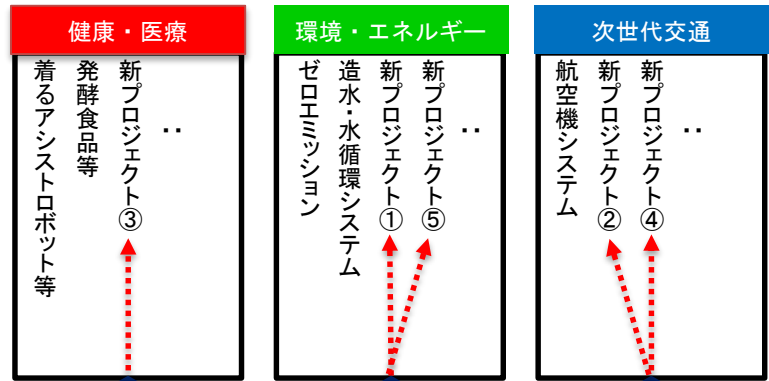
【基本理念】中小企業の振興は、創業や次世代産業の創出、集積が行われることなどにより産業イノベーションの創出が促進されることにより、行われなければならない。（第3条第2項）

【県の責務】特に産業イノベーションが創出されることに留意して、中小企業振興に関する施策を策定、実施する。（第4条第1項）

【中小企業者の努力】自ら経営能力や製品等の開発能力を高め、新たな事業分野への進出を図るよう努めなければならない。（第5条第2項）

2つの施策展開の方向性の関係（イメージ）

方向性①：産業イノベーションの創出を実現
産業分野縦断的な施策展開



新たな産業イノベーションの創出に向けたプロジェクト創出

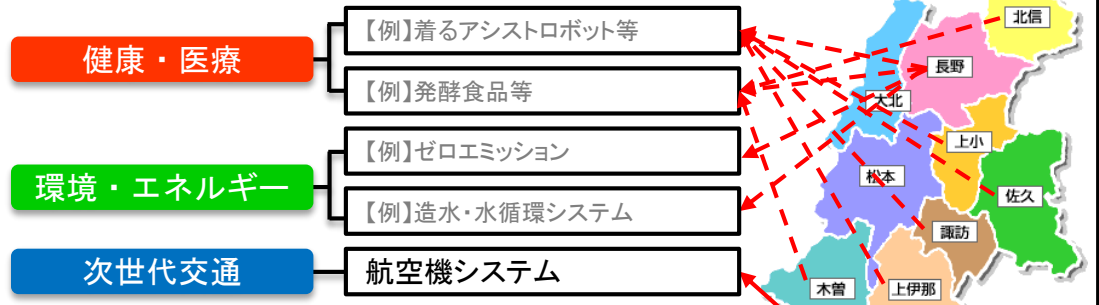
方向性②：産業イノベーションの創出を促進
産業分野横断的な施策展開

産学官連携・研究開発、販路開拓、人材育成・確保支援

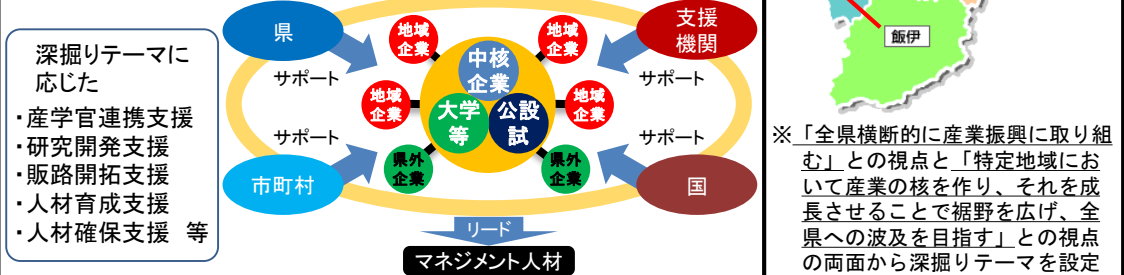
施策展開の方向性①：産業イノベーションの創出を実現（産業分野縦断的）

・分野別に深掘りテーマを設定し、産学官金が連携して実施する
具体的なプロジェクトにより、産業イノベーションの創出を実現する。

施策展開の方向性①のイメージ



取組のイメージ



施策展開の方向性②：産業イノベーションの創出を促進（産業分野横断的）

・県内企業の技術力や人材等のレベルアップを図ることなどにより、
産業イノベーションの創出を促進する。

施策展開の方向性②のイメージ

